

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 26 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530597

研究課題名(和文) ゴーイング・コンサーン情報と企業継続能力との整合性

研究課題名(英文) Compatibility of Going-Concern Information with the entity's ability to continue

研究代表者

濱本 明 (Hamamoto, Akira)

日本大学・商学部・准教授

研究者番号：00366551

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円、(間接経費) 480,000円

研究成果の概要(和文)：新監査実務指針第570号「継続企業」は、IAASBによるクラリティ・プロジェクトを受けて行われた短期間における大量の監査実務指針改正の中で設定・公表されたものである。

ここで継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるか否かについて「流動負債が流動資産を超過している状態」を判定基準とすることは、英米とは異なり我が国の制度においては未定着である点、ドイツ及び米国の監査基準と比して、経営者及び監査人の評価期間との関係において理論的整合性が十分に確保されていない問題がある。

そのため、当該判定基準に代えて支払能力の有無を検討する新たな判定基準を規定することが望ましいと考えられる。

研究成果の概要(英文)：The Standard on Auditing 570 "Going Concern" in Japan was released in plenty of new standards on auditing for the Clarity Project by IAASB. And that lots of new standards on auditing in Japan were revised in a short period of time.

In particular, net current liability position in conditions that may cast doubt about Going Concern Assumption has some problems in Japanese Standard on Auditing. One of the reasons is that the Insolvency Test with net current liability position in the U.S. or the U.K. is not introduced into Japanese legislative system. The other reason is that the period of management's and auditor's assessment does not accord with the definition of net current liability position, and this is different from Germany or the U.S.

Therefore some different criteria of insolvency conditions that may cast doubt about Going Concern Assumption should be set up instead of net current liability position.

研究分野：会計学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：ゴーイングコンサーン 継続企業の前提 債務超過 支払不能

1. 研究開始当初の背景

(1) ゴーイング・コンサーン情報とは、会社が将来にわたって事業を継続するとの前提、すなわち継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合において、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときの財務諸表への注記開示情報である。そして、金融商品取引法においては、監査人によって、継続企業の前提に重要な疑義が認められる事項が財務諸表等に適切に記載されているか否かについて検討及び当該重要な疑義に関する事項について、監査報告書等に追記情報として開示される。

(2) ゴーイング・コンサーン情報の開示制度は、2002年監査基準改定により導入されているが、その後の実務慣行において一定の事象や状況が存在すれば直ちにゴーイング・コンサーン情報の記載を要するとの規定となっているとの理解がなされ、一定の事実の存在により画一的に当該注記を行う実務となっているとの指摘や、それらの規定や実務は国際的な基準とも必ずしも整合的でないとの指摘がある(2009年企業会計審議会・監査基準の改定について)。また、ゴーイング・コンサーン情報の注記がなされていないことが金融機関の融資条件であることから、昨今の世界的な景気後退の影響による業績悪化により、形式的・画一的なゴーイング・コンサーン情報の注記が与える影響も問題となった。

(3) 前述の問題点により、2009年監査基準改訂において、一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記を要するとともに追記情報の対象と理解されていた現行の規定を改め、これらの事象や状況に対する経営者の対応策等を勘案してもなお、継続企業の前提に関する「重要な不確実性」がある場合に、適切な注記がなされているかどうかを監査人が判断することとした。これを受けて、ゴーイング・コンサーン情報について以下のように財務諸表等規則が改正され、従来、実務慣行として行われてきたと考えられる外形的事実による判断に替わって、新たに「重要な不確実性」という判断基準が規定されている。

(4) しかしながら、ゴーイング・コンサーン情報は企業及び利害関係者に重要な影響を及ぼす情報であることから何らかの客観的指標も必要と考えられる。

また、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実により明らか場合には、継続企業を前提として財務諸表を作成することは不適切であると判断しなければならない。この一定の事実とは、破産手続など清算型法的倒産処理手続の申立て等が該当するとされており、再生型法的倒産処理手続の申立てについては、制度上は継続企業前提の不成立とは考えられていない。しかし、清算型

であっても再生型であっても法的倒産処理手続の申立ては、利害関係者に与える被害は甚大となる可能性が大きく、この点において財務情報の利用者と開示制度の期待ギャップが存在すると考えられる。

2. 研究の目的

(1) 本研究によってゴーイング・コンサーンに関する情報が、一定の場合に利害関係者の期待するように機能していないことを明らかにし、企業倒産とゴーイング・コンサーンの関係のあり方についても併せて明らかにすることを目的とする。

すなわち、ゴーイング・コンサーン情報について利害関係者の期待する機能とは、企業が倒産する前にゴーイング・コンサーン情報が公表されることにあり、またゴーイング・コンサーン情報が公表されてから企業倒産に至るまでの期間が合理的であることが必要と考えられる。

よって、ゴーイング・コンサーン情報が公表される前に企業が倒産する、ゴーイング・コンサーン情報が公表された直後に企業が倒産する、又はゴーイング・コンサーン情報が公表されて企業倒産に至るまでの期間が過度に長期であるような場合には、利害関係者が保護されているとは言い難い。しかし、分析調査によると、このように利害関係者の期待する機能を必ずしも満たしていないままゴーイング・コンサーン情報の開示制度が実務上運用されているのが現状である。

(2) また、本研究の目的は、企業倒産による紛争の予防・処理に資する内容を会計の研究で明らかにすることもあり、これによってゴーイング・コンサーン情報に関して理論的に整合する体系を見出すことも目的とする。このことは会計理論的には検証可能性を確保し、法的には利害関係者の地位・持分の安定性を確保する点で有用と考えられる。

3. 研究の方法

(1) ゴーイング・コンサーンの前提に重要な疑義を抱かせる状況として、例えば債務超過が挙げられる。この債務超過の判定は、実務上(連結)貸借対照表の資産簿価を負債簿価が上回る状況によって判定されている。しかし、債務超過であっても、支払能力を有し事業を継続することが不可能とは限らない。すなわち、事業活動の前提である支払能力は資金が足りているか否かによるものであり、単純に資産と負債の大小関係で判定することに問題がある。また、債務超過に関連して、破産手続の開始原因としても債務超過を判定するが、同様の問題があると考えられる。各制度におけるゴーイング・コンサーン情報の利用者にもっとも関心があると考えられる企業倒産との関係、すなわち法的倒産処理

手続きの開始原因について、諸外国の制度と比較しつつ、その関係を明らかにし、ゴーイング・コンサーン情報の企業倒産に関する情報としての有用性、各制度における目的適合性について明らかにする。

(2) 企業倒産は、企業倒産の原因となる事象が存在し、これを原因として法的倒産処理手続きが申し立てられることによって生ずる。企業倒産の原因となる事象については、ファイナンス理論等に関する研究の蓄積があり、法的倒産処理手続き開始原因には倒産法に関する研究及び判例の蓄積がある。本研究では、これらの研究成果等を踏まえて、会計理論の見地から利害関係者への情報提供のあり方を考察する。

(3) 上記を実現する具体的な研究方法は次の通りである。

法的倒産手続きに係る会計処理及び手続の問題点を解明する為に、主として倒産法関連文献及び特殊会計領域の文献についてサーベイを行う。また、企業再生のための企業再編、ファイナンスの手法と倒産処理に係る会計との関係及び問題点を明らかにするために、主として関連文献のサーベイに基づく整理を行う。

法的倒産処理手続における会計処理及び手続の実務的問題点を明らかにする為に、実際に法的倒産処理手続に従事した公認会計士、弁護士等に面談調査等を行う。

本研究に関連する法律、会計分野の学会及び法的倒産処理手続の専門家団体に参加することにより情報を収集し、また学会発表も行う。

4. 研究成果

(1) 企業が債務超過の状態に陥った場合、当該企業に係る継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況にあるとされ、これに関する重要な不確実性が認められるときは、経営者が、継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成可能と判断した場合であっても、当該状況に関する注記開示が要求される。また、監査人は、経営者の判断を検討し、それが妥当であり当該状況に関する事項が適切に開示されていたとしても、それについて強調事項として監査報告書に追記する必要がある。

ここで、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況としての債務超過の判定基準について明文規定はない。これについて、継続企業の前提に関する開示及び監査制度が導入された平成15年3月期から平成25年3月期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期レビュー報告書によると、ほとんどすべての企業において、(連結)貸借対照表の資産簿価を負債簿価が上回る状況(以下、簿価債務超過)によって債務超過が判定され

ており、簿価を修正して債務超過を判定したケースは僅か3社だけである。

これに対して、破産手続きの開始原因としての債務超過の判定基準については、破産法第16条においては「債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。」と規定しているが、これが具体的にいかなる状態をいうのかについては条文上は明らかでない。そのため、債務超過の判定基準について従来から様々な法解釈が行われ、過去の判例も複数存在する。例えば、東京高裁昭和56年9月7日決定においては貸借対照表の簿価でなく清算価値によって簿価を修正して債務超過を判定し、福岡高裁平成9年4月22日決定においては貸借対照表の簿価でなく継続企業価値により簿価を修正して債務超過を判定している。いずれの判定においても、連結ベースでなく個別の債務者について、簿価債務超過ではなく必要に応じて簿価を修正した実質的な債務超過(以下、実質債務超過)によって判定されており、学説上も簿価債務超過による破産原因判定を支持するものは見られない。

そこで、企業の継続性に関して債務超過を判定する場合、例えば破産申立における債務超過判定のように、簿価ベースだけでなく実質的に債務超過か否かを検討することは、企業の法的倒産処理手続申立リスクを反映できる点、企業の継続性について総合的判断を促すことが期待できる点、企業の短期的資金調達能力の検討に役立つ点において有用であることなどが明らかになった。

(2) 新監査実務指針第570号「継続企業」は、IAASBによるクラリティ・プロジェクトを受けて行われた短期間における大量の監査実務指針改正の中で設定・公表されたものである。そのため、クラリティ版ISA570号「継続企業」の内容が、我が国の制度にマッチするか、基準内外での理論的整合性は確保されているかについて、十分に検討されないまま我が国実務指針に導入され、規定化されたおそれがある。

特に、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるか否かについて「流動負債が流動資産を超過している状態」を判定基準とすることは、英米とは異なり我が国の制度においては未定着である点、ドイツ及び米国の監査基準と比して、経営者及び監査人の評価期間との関係において理論的整合性が十分に確保されていない問題がある。そのため、当該判定基準に代えて支払能力の有無を検討する新たな判定基準を規定することが望ましいと考えられる。

新監査実務指針第570号「継続企業」において追加された、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるか否かの判定基準における「流動負債が流動資産を超過している状態」は、歴史的に支払不能テストを実施していなかった我が国においては未定着である点、流

動固定分類との関連で正常な営業活動を前提とするのか、前提としないで短期的支払能力を判定するのかが不明確である点、さらに経営者及び監査人の評価期間が短期的であるために流動固定分類との関係が不明確である点等の問題があることが明らかになった。

例えば、「企業会計原則」において、流動資産については「現金預金、市場性ある有価証券で一時的所有のもの、取引先との通常の商取引によって生じた受取手形、売掛金等の債権、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産及び期限が1年以内に到来する債権は、流動資産に属するものとする。」(第三貸借対照表原則四(一)A)とされ、流動負債については「取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が1年以内に到来する債務は、流動負債に属するものとする。」(同四(二)A)とされている。

すなわち、一年基準だけでなく正常営業循環基準により流動固定分類が行われているため、1年以内に回収される短期的債権だけでなく、1年を超えて回収されるものであっても営業債権、棚卸資産が流動資産に分類され、1年以内に決済される短期的債務だけでなく、1年を超えて決済されるものであっても営業債務は流動負債に分類される。そのため、流動資産から流動負債を差し引いた残額は、正常な営業活動を前提とする支払能力なのか、それとも短期的支払能力を示すのかが曖昧である。

そもそも、クラリティ版ISAに準拠するように我が国の監査実務指針を改正する際には、ISAに準拠するとはいっても忠実に準拠するあまりISAの翻訳版を監査実務指針化する姿勢は避けて、ISAの趣旨に遡って、また我が国の制度との親和性に配慮しつつ規定すべきである。もっとも、監査実務指針は、公開草案の公表及び意見の募集等一定の手続を経て改正が行われており、本来であれば我が国の制度との親和性が十分に吟味されることが手続上想定されているが、新監査実務指針第570号は短期間の内に大量に改正された監査実務指針の一つであり、それが十分に吟味されたかどうか疑問である。そして、制度上定着していない基準については、今後我が国において当該基準についての様々な解釈がなされて実務上定着するべく解釈の余地を残す規定の仕方が望ましいといえる。

この点につき、「流動負債が流動資産を超過している状態」という規定は具体的過ぎるため、当該判定基準についての解釈の余地が狭く、これについては再検討が必要と考えられる。

また、法的倒産手続のリスクは企業の継続性に大きな影響を与えるため、解釈においてはゴーイング・コンサーン情報が法的倒産リスクを反映するように、法的倒産処理手続開始原因を整合するような判定基準が望まし

いといえる。この点につき、我が国においては、ドイツのように法的倒産処理手続開始原因が生じる場合の取締役の倒産処理申立義務がないことから、法的倒産処理手続開始基準を判定基準に含めて解釈するとすることに問題が生じない。

したがって、我が国の法的倒産処理手続申立原因としては、債務超過とともに支払不能が定められていることから、「債務超過、又は流動負債が流動資産を超過している状態」でなく、むしろ「債務超過又は支払不能」と規定する方が我が国の法規制にマッチした判断基準となると考えられる。また、このようにISAと異なる規定であっても、当該部分は「適用指針」であり「要求事項」ではないので問題はないと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

濱本 明「継続企業の前提に関する債務超過」、『会計・監査ジャーナル』, 査読無, Vol.26No.2, 2014年, 81-87頁

[学会発表](計1件)

濱本 明「ゴーイング・コンサーン監査実務指針改正における問題点 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無に関する判定基準を中心に - 」, 日本監査研究学会第36回全国大会, 2013年11月4日, 東北大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

濱本 明 (HAMAMOTO, Akira)

日本大学・商学部・准教授

研究者番号: 00366551